# トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会(以下「千ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査を受診した場合、検査費用の一部を助成することとし、事業者の行う交通安全対策を奨励することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(指定検査機関)

第3条 指定検査機関は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が指 定する検査機関とする。

但し、全ト協の指定条件を全て満たす検査機関は、別途指定検査機関とすることができる。

(助成対象検査)

- 第4条 助成対象検査は、指定検査機関が行う睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次に掲げる検査とする。
  - 1) 第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)
  - 2) 第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング 検査)

(助成対象)

第5条 助成対象は、平成30年6月1日から平成31年2月末日までに、検査を受診し、支払いを完了したものとする。

(助成金額及び助成上限人数)

第6条 助成金額は、下記のとおりとする。

助成上限人数は、県内営業所に勤務する運転手、荷役手を対象とし、1事業者当り被 牽引車を除く会費請求台数までとする。

但し、一事業者当りの上限を100名とする。

- 1) 第1次検査費用の1/2 (上限 500円)
- 2) 第2次検査費用の1/4(上限 1,000円)
- 3) 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の1/2、上限 1,500円とする。

## (助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式1-1「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査事前申込書」により平成30年12月末日までに申請を行い、その後、検査機関で検査を受診、支払いを完了し、様式1-4「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書」により平成31年3月8日までに請求を行うものとする。

但し、千ト協は当該年度の予算を超えた場合は、その時点で予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

## (助成金の交付)

第8条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとする。

#### (助成金の返環)

- 第9条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金 の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
  - 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
  - 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
  - 2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

# (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、別に定める ものとする。

(附則)本要綱は、平成18年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成20年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成24年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。